6　域外適用及び適用除外（法第75条、第76条関係）

6－1　域外適用（法第75条関係）

法第75条

第15条、第16条、第18条（第２項を除く。）、第19条から第25条まで、第27条から第36条まで、第41条、第42条第１項、第43条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

外国にある個人情報取扱事業者のうち、日本の居住者等国内にある者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報を取得した者が、外国においてその個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合（※１）には、当該外国にある個人情報取扱事業者に対して法に定める次の⑴から⑼までに掲げる規定が適用される（※２）。なお、法第75条には明記されていないが、法第17条（適正取得）及び法第18条第２項（直接書面等による取得）の規定については、個人情報の取得の行為の重要部分は国内において行われることから、適用されるものと解される。

⑴　利用目的の特定等（法第15条関係。３－１－１（利用目的の特定）、３－２－１（適正取得）参照）

⑵　利用目的による制限（法第16条関係。３－１－３（利用目的による制限）参照）

⑶　利用目的の通知又は公表（法第18条関係。ただし同条第２項を除く。３－２－３（利用目的の通知又は公表）参照）

⑷　データ内容の正確性の確保等、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督、第三者提供の制限、外国にある第三者への提供の制限、第三者提供に係る記録の作成等（法第19条～第25条関係。３－３－１（データ内容の正確性の確保等）～３－４－５（第三者提供に係る記録の作成等）参照）

⑸　保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、利用目的の通知の求め又は開示請求に係る手数料、苦情処理、匿名加工情報の作成等（法第27条～第36条関係。３－５－１（保有個人データに関する事項の公表等）～３－７（匿名加工情報取扱事業者等の義務）参照）

⑹　指導及び助言（法第41条関係）

⑺　勧告（法第42条第１項関係。５（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）

⑻　個人情報保護委員会の権限の行使の制限（法第43条関係）

⑼　適用除外（法第76条関係。６－２（適用除外）参照）

（※１）具体的には、「日本に支店や営業所等を有する個人情報取扱事業者が外国にある本店において個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合」、「日本において個人情報を取得した個人情報取扱事業者が海外に活動拠点を移転した後に引き続き個人情報等を取り扱う場合」、「外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者からその個人情報を取得し、商品を販売・配送する場合」、「外国のメールサービス提供事業者が、アカウント設定等のために日本の消費者からその個人情報を取得し、メールサービスを提供する場合」等が考えられる。

また、外国にある宿泊施設が、日本国内の旅行会社から宿泊者の個人情報の提供を受ける場合等、単に第三者提供を受けるなどして日本国内にある者の個人情報を取得したにすぎず、「日本国内にある者」に対する物品や役務の提供等を行っていない場合は、法の適用はなく、この場合においては、日本の旅行会社が、法の規定に従い、本人同意を取得するなど外国にある第三者に提供するために必要な措置を講ずることとなる。一方、外国の宿泊施設が、宿泊予約を直接受け付けるために日本国内にある者から直接個人情報を取得し、宿泊サービスを提供する場合は、法第75条の適用対象となると解される。

（※２）法第75条により法の適用を受ける外国事業者が、上記⑴から⑼までに掲げる規定に違反した場合には、個人情報保護委員会が法第41条又は第42条第１項に基づき指導・助言又は勧告を行うことができる。

6－2　適用除外（法第76条関係）

法第76条

１　個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第４章の規定は、適用しない。

⑴　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）　報道の用に供する目的

⑵　著述を業として行う者　著述の用に供する目的

⑶　大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者　学術研究の用に供する目的

⑷　宗教団体　宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

⑸　政治団体　政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

２　前項第１号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

３　第１項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

報道機関（※１）が報道の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合、小説家等が著述（※２）の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合、学術研究機関等が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※３）、宗教団体が宗教活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※４）及び政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※５）は、憲法が保障する基本的人権への配慮から、法第４章に定める個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定は適用されない（※６）。

ただし、上記に定める各主体は、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（※１）「報道」とは、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて社会の出来事などを広く知らせることをいい、「報道機関」とは、報道を目的とする施設、組織体をいう。なお、「報道機関」の概念には、報道を業とするフリージャーナリストのような個人も含まれる。

（※２）「著述」とは、文芸作品の創作、文芸批評、評論等がこれに該当し、学術書、実用書等人間の知的活動の成果といえるものを書き表すことも、これに該当する。一方、名簿等のようにデータの羅列にすぎないものは「著述」に該当しない。

（※３）「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。

また、「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものであって、当該活動が学術研究の用に供する目的である場合には、法第76条第１項第３号により、法第４章の規定は適用されない。